



発行 東京都

目次

34

訓令

- 東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…一
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…一
- 通勤手当支給規程の一部改正……………（同）…二
- 特勤勤務手当等支給規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…四
- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都建築指導事務所に勤務する建築主事等の確認事務等に関する規程の一部改正……………（都市整備局市街地建築部調整課）…五

訓令

●東京都訓令第十三号

東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十三号）の
 支 庁 中 一 般
 事 業 所 庁 般
 取 用 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表一四四十六の項を削り、二十二の項から四十五の項までを二十三の項から四十六の項までとし、二十一の項を次のように改める。

二十二 健康管理休暇
 健 休

別表一中二の項から二十の項までを三の項から二十一の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 在宅勤務等
 在 宅

別表二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 在宅勤務等
 在 宅

別表三 十八の項を次のように改める。

十八 健康管理休暇
 健 休

別表三中四十三の項を削り、四十四の項を四十三の項とし、四十五の項を四十四の項とし、四十六の項を四十五の項とする。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

支 庁 中 一 般
 事 業 所 庁 般
 取 用 委 員 会 事 務 局

●東京都訓令第十七号

支 庁 中 一 般
 支 業 所
 事 業
 取 用 委 員 会 事 務 局
 勞 働 委 員 会 事 務 局

東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年東京都訓令第九十八号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第八条第六項中「総務局行政部振興企画課」を「総務局行政部管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

支 庁 中 一 般
 支 庁 中 一 般

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第二項第一号中「第六条」を「第五条第五項の規定に基づく小笠原住宅の使用申込者の資格の制限及び同条例第六条」に、「使用申込者」を「使用者」に改め、同項第二号中「及び」の下に「同条例」を加え、同項第三号中「第九条第一項」を「第七条の二の規定に基づく使用許可、同条例第九条第一項」に、「及び同条例第四項」を「同条例第四項」に、「取消し」を「取消し及び同条例第二十条の二の規定に基づく定期使用

許可」に改め、同項中第十五号を第二十八号とし、第十二号から第十四号までを十三号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の十三号を加える。

- 十二 東京都小笠原移住定住促進住宅条例(令和八年東京都条例第三十五号)第五条第四項の規定に基づく小笠原移住定住促進住宅の使用申込者の資格の制限及び同条例第六条の規定に基づく小笠原移住定住促進住宅の使用者の募集に関する事。
- 十三 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第七条の規定に基づく使用者の決定及び同条例第十条第二項の規定に基づく取消しに関する事。
- 十四 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第八条の規定に基づく使用許可、同条例第十一条第一項の規定に基づく使用許可、同条例第三項の規定に基づく期間の延長及び同条例第四項(同条例第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく使用許可の取消しに関する事。
- 十五 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第九条の規定に基づく小笠原移住定住促進住宅の割当てに関する事。
- 十六 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第十四条第一項の規定に基づく使用料の減額に関する事。
- 十七 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第十五条第一項の規定に基づく使用料等の減免又は徴収の猶予に関する事。ただし、使用料から減額する額の基準の決定に關することを除く。
- 十八 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第十五条第二項の規定に基づく使用料の減額に関する事。
- 十九 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第十六条第一項の規定に基づく保証金の減免又は徴収の猶予に関する事。
- 二十 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十一条の規定に基づく小笠原移住定住促進住宅の変更の許可に関する事。
- 二十一 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十五条の規定に基づく小笠原移住定住促進住宅監理員の任免及び連絡員の設置に関する事。
- 二十二 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十六条第一項の規定に基づく検査員の指定に関する事。

二十三 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十九条の規定に基づく過料に関する
こと。

二十四 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第一条の規定に基づく小笠原移住定住促
進住宅に係る地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可のうち定
例的なものに関する事。

●東京都訓令第十九号

都 市 整 備 局

建 築 指 導 事 務 所

東京都建築指導事務所に勤務する建築主事等の確認事務等に関する規程（昭和四十六
年東京都訓令甲第四百十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再
生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一
項」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

